

事業者・県民のみなさん

期間延長!

6/30まで

感染防止対策を徹底しっっテレワーク

「感染警戒期」
～ 特別警戒期間 ～

6月1日(火)～当面の間

外出や人との接触、
会合の機会を減らす

テレワーク
の一層の推進

テレワークは、『業種によってできないところもありますが、できるところが本事業を活用してもう1回考えていただく』、そういう動機づけになることを期待しています。



愛媛県テレワーク推進協力金事業は、①愛媛県民が、②申請に基づき県が認定したホテル・旅館等の、③セパレートされた1室を1名で（1室の複数名利用厳禁）、④通常料金と比べ安価（最大3,000円割引）に利用することを通じ、**感染拡大防止対策としてのテレワークを一層促進すること**を目指しています。




6月30日までの期間限定ですが、こんな利用はいかがですか？

- ・ 静かな環境の中で、特に集中して事務作業を進めたい
- ・ WEB会議やWEB商談の拠点として活用したい
- ・ 外出抑制の精神的な負担軽減も期待できると思うので、執務環境を変えて気分をリフレッシュさせ、仕事したい
- ・ 自宅には、在宅勤務できる環境がなく困っていたので利用したい
- ・ 勤務先の執務環境の密度の更なる緩和を図りたい などなど



協力金の対象となるテレワークプラン認定施設の利用手順

STEP1 対象施設をこちらで検索→ [愛媛県 テレワーク 施設一覧](#) 

STEP2 希望施設に、WEB、TELなどで直接申し込み

STEP3 申込施設の感染防止対策を遵守し、テレワーク

STEP4 利用料金を精算 & 利用者アンケートを施設に提出
(割引後の金額で請求されますので、利用者の方に特別な精算手続きはありません)



【お問い合わせ】

愛媛県 経済労働部 企業立地課 TEL : 089-912-2260 FAX : 089-912-2259
MAIL : kigyoricchi@pref.ehime.lg.jp

【参考情報】県では、「令和2年度 サテライトオフィス誘致環境整備支援事業」により、

民間事業者10者のシェアオフィス整備を支援しました。将来はシェアオフィスでテレワーク等、いかがでしょうか？